

山口県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年十二月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩篠生線	萩市大字椿東字船津二四九七の三地先から 同市同大字字無田口二六八四の三地先まで	平成十九年十二月 七日



(五九〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成十四年五月三十日から 平成十七年三月二十一日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊田町大字庭田及び豊田町 大字阿座上の各一部

二 認証年月日

平成十九年十二月七日

(五九一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 農村アメニティ研究会

代 表 者 の 氏 名 岡村 悦男

主たる事務所の所在地 山口市糸米二丁目一三番三五号

三 定款に記載された目的

国民共有の財産として重要な空間である農村地域を保全し、支援を必要としている人々に対して地域の農業資源及び環境の保全並びに活性化に関する事業を行い、並びに持続可能な農業及び自然環境を次世代へ継承するとともに、安全・安心な食料の安定供給の場の確保並びに農業及び農村の有する多面的機能の維持及び回復を図ることにより、広く公益に寄与すること。

(五九二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス小野田店

所在地 山陽小野田市高栄一丁目六六〇二の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名 称 住 所 代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月二十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三六一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数

五二台
 - (二) 駐輪場の収容台数

一一台
 - (三) 荷さばき施設の面積

五二平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前一〇時	午後一〇時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日

平成十九年十一月二十八日

- (五九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十七日山口県公告(三八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
- 当該意見は、平成十九年十二月七日から平成二十年一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
- 平成十九年十二月七日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 マルシヨク塩浜店
 - 所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号
 - 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 サンリブ東駅
 - 所在地 下関市羽山町四〇九の一
 - 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 マルシヨク迫町店
 - 所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四
 - 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 カラトピア
 - 所在地 下関市唐戸町四番一号
 - 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十七日山口県公告(三八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十二月七日から平成二十年一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南浜店

所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十七日山口県公告(三八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十二月七日から平成二十年一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ下松

所在地 下松市南花岡六丁目八番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五九六) 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日	登録取消年月日
近畿信販	金 勝則	光市島田二丁目三番八号	(8)山口県知事第〇〇二八二二号	平成二六、一二、二〇	平成一九、一一、三〇
ジョー企画	城崎 政光	光市島田二丁目三番八号	(1)山口県知事第〇〇一四九五号	平成一八、六、一九	"

(五九七) 国営農地再編整備事業(豊北地区蓋の井換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区蓋の井換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区蓋の井換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五九八) 長門都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 長門都市計画道路三・五・四堤尻前角線
 - 長門都市計画道路三・五・五想津新開線
 - 長門都市計画道路三・五・十四長門市駅南藤中線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五九九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 - 下松市大字東豊井字陰山、字海善寺及び字岡尾
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 東京都港区芝二丁目三番八号
 - りんかい日産建設株式会社

平成十九年十二月七日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月
金二千七百円（送料共）